

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

丹波市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

国民年金に関する事務では、情報システムの保守業務を外部業者に委託している。委託業務契約において、情報の適切な管理を図るための措置を講じている。

評価実施機関名

丹波市長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法に基づく法定受託事務として、以下の事務を行う。</p> <p>①第1号被保険者及び任意加入被保険者(以下「被保険者」という)からの資格取得、喪失、種別変更、氏名、住所変更届の受付及び日本年金機構への報告 ②付加保険料の申出、辞退に関する受付及び日本年金機構への報告 ③被保険者記録の訂正に関する日本年金機構への報告 ④被保険者からの年金手帳再交付申請書の受付及び日本年金機構への報告 ⑤被保険者からの免除、納付猶予、学生納付特例申請に関する届出の受付及び日本年金機構への報告 ⑥法定免除に関する届出の確認及び日本年金機構への報告 ⑦日本年金機構が実施する国民年金保険料未納者対策及び継続免除審査に必要な所得情報等の情報提供 ⑧老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、特別障害給付金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金、寡婦年金、年金生活者支援給付金の請求受付及び日本年金機構への報告</p>
③システムの名称	宛名システム、国民年金システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)国民年金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表46、116、128の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	丹波市 健康部 健康課
②所属長の役職名	健康課長

6. 他の評価実施機関**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先 〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地
丹波市 ふるさと創造部 総合政策課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地
丹波市 健康部 健康課

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1万人以上10万人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報を取り扱う職員に対し、特定個人情報の管理に関する研修を毎年行っており、特に人手が介在する局面においては複数人での確認を行うようにしておらず、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

9. 監査

実施の有無

[自己点検]

[内部監査]

[外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発]
<選択肢>	

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報を取り扱う職員に対し、特定個人情報の管理に関する研修を毎年行っており、リスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	宛名システム、国民年金システム	宛名システム、国民年金システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	事前	平成29年度中に実施される国民年金システム総合運用テストに伴うシステム名の事前追加
平成29年6月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成29年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成30年6月1日	I-5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	国保・医療課 課長 横谷泰宏	国保・医療課 課長 山本 崇	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
平成30年6月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成30年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	情報連携開始に伴う修正
令和1年6月1日	I-5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	丹波市 健康部 国保・医療課	丹波市 生活環境部 市民課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
令和1年6月1日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 企画総務部 総務課	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 企画総務部 総合政策課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
令和1年6月1日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	〒669-3602 兵庫県丹波市氷上町常楽211番地 丹波市 健康部 国保・医療課	〒669-3602 兵庫県丹波市氷上町常楽211番地 丹波市 生活環境部 市民課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
令和1年6月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	新様式への変更				
令和2年6月1日	評価の再実施				
令和3年7月16日	I-4. 2法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和7年4月1日	I-3. 法令上の根拠の修正	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条(利用範囲) 第1項:番号法別表第1に規定された事務番号法別表第1の31、83、95の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により国民年金法の一部が改正され、国民年金関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠により、国民年金の事務において個人番号を利用する。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表46、116、128の項・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条、第68条の2	事後	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和7年4月1日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携実施の有無	実施する	実施しない	事後	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和7年4月1日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携実施の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の47、48、50、107、111、112の項		事後	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和7年4月1日	I-5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	丹波市 生活環境部 市民課	丹波市 健康部 健康課	事前	組織変更に伴うもの
令和7年4月1日	I-5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	市民課長	健康課長	事前	組織変更に伴うもの
令和7年4月1日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 生活環境部 市民課	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 健康部 健康課	事前	組織変更に伴うもの
令和7年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年5月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和7年4月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	令和2年5月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	IV-8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	-	十分である	事前	様式の変更に伴うもの
令和7年4月1日	IV-8. 人手を介在させる作業判断の根拠	-	特定個人情報を取り扱う職員に対し、特定個人情報の管理に関する研修を毎年行っており、特に人手が介在する局面においては複数人での確認を行うようにしておられ、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	様式の変更に伴うもの
令和7年4月1日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	-	従業者に対する教育・啓発	事前	様式の変更に伴うもの
令和7年4月1日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か	-	十分である	事前	様式の変更に伴うもの
令和7年4月1日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	-	特定個人情報を取り扱う職員に対し、特定個人情報の管理に関する研修を毎年行っており、リスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	様式の変更に伴うもの
令和7年12月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和7年4月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事前	標準システム運用開始に伴う見直し作業による修正
令和7年12月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	令和7年4月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事前	標準システム運用開始に伴う見直し作業による修正